

---

横 浜 市

# 第 16 回道路高架下等利用計画検討会

( 6 - 1 )

---

## 議事次第

日 時 平成 27 年 7 月 13 日 ( 月 ) 14 : 15 ~ 15 : 45 ( 予定 )

場 所 松村ビル別館 5 階 502 会議室

### **1 議事**

- (1) 有効活用を図る場所の適地の審議
- (2) 利用計画の策定に関する審議
- (3) その他

### **2 席上配付資料**

- 資料 1 第 16 回横浜市道路高架下等利用計画検討会 (6-1)  
適地検討及び利用計画検討資料【別添図面集あり】
- 資料 2 占用入札制度の導入に伴う高架下等利用計画検討会の事務について

案件番号		1
適 地 の 検 討	1 計画地の概要	<p>ア 区分 高架下（旧東横線高架下）</p> <p>イ 所在（地番） 西区高島二丁目55-11のうち</p> <p>ウ 面積 計83.80平方メートル</p> <p>エ 立地・交通 JR東海道線「横浜駅」から南西へ350メートル</p> <p>オ 用途地域等 商業地域 建ぺい率80% 容積率400% 第7種高度地区 防火地域</p> <p>カ 接道 建築基準法第42条第1項第3号道路</p>
	2 周辺地域の概要	中高層の店舗ビル等が建ち並ぶ駅前の商業地域
	3 建築の可否及び構造	建築不可
	4 利用用途についての道路管理者の考え方	まちづくりや賑わいの創出などに資する利用とし、周辺の土地利用状況等との調和を保つこと。
	5 占用期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として1年ごとに占用許可の更新手続きをする。</li> <li>・工事着手までの間は、道路管理者との協議によって継続して使用することができる。</li> <li>・ただし、本市が支障がないと判断した場合でも、原則として一の事業者は使用期間が連続して10年を超えることはない。</li> </ul>
	6 区局等への意見照会結果	接道状況から、意見照会を実施していない。
利 用 計 画 の 検 討	7 計画策定の留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両等の衝突により高架の道路の橋脚等に損傷が発生しないように保護柵を設置するなど、高架下の利用にあたっては本市の指示に基づき適切な措置を行うこと。</li> </ul>
	8 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高架下の占用により、道路管理者が当該占用場所内及びその近傍において、橋脚等の道路構造物の日常的な点検等を行いにくくなるため、別紙「高架下日常点検シート」に従い、道路管理者に代わり目視点検を適確に行うこと。</li> <li>・高架下の利用にあたっては、コンクリートの剥離、落下等を防ぐため、安全性を確保する補修工事を実施すること。</li> <li>・接道状況から公募は行わず、隣接地権者を利用候補者とする。</li> </ul>